

## ロシア競争保護法と連邦反独占庁



著者：Vladimir Biriulin<sup>1</sup>

編者：黒瀬 雅志<sup>2</sup>

ロシアにおいては、知的財産権の侵害行為に対し、民事的救済、行政的救済、刑事的救済措置を執ることができる。民事的救済については民法<sup>3</sup>、行政的救済については行政違反法<sup>4</sup>、刑事的救済については刑法<sup>5</sup>にそれぞれ関連規定がある。

さらに民法とは別に、独占行為と不正競争を規制する法律として「競争保護法<sup>6</sup>」が制定されており、この法律も知的財産権の侵害行為に対して適用される規定を有している。

知的財産関連の紛争事件の多くは知的財産法（民法典第4部）を適用して解決されているが、この法律が適用困難な事件も存在している。このような場合には、競争保護法の適用が可能か否かを検討し、この法律の執行機関である連邦反独占庁（The Federal Antimonopoly Service：FAS）に違法行為の取締りを申請することができる。

### 【競争保護法】

ロシア競争保護法の関連規定は、パリ条約第10条の2に含まれる条項と呼応している。すなわち「工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。」

競争保護法の原案は1991年に採択されたが、実際に生ずる不正行為は必ずしも単純明快なものではなく、知的財産法や競争保護法の適切な適用にそぐわないようなケースもあり、現在までに何度も法律の改正がなされてきた。

「第四次改正版」として知られる最新の改正版は、連邦反独占庁（FAS）が経済協力開発機構（OECD）の提言に従って起草したものであり、2016年1月5日に発効した<sup>7</sup>。

従来と比べ、競争保護法における知的財産に関連する規定が詳細になり、競争保護法の新しい

1 ロシア弁護士 Gorodissky & Partners

2 日本弁理士 Gorodissky & Partnersウラジオストク事務所顧問 ロシアの知的財産専門家が執筆した論文を、黒瀬が日本の読者向けに編集し、最近のロシア知財実務の動向を報告する。

3 知的財産法は、民法第4部（The Civil Code of the Russian Federation, Part IV）として規定されている。

4 The Code of Administrative Offense

5 The Criminal Code of the Russian Federation

6 The Federal Law on Protection of Competition